



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局

Press Release

羽曳野労働基準監督署発表

令和8年2月19日

【照会先】

羽曳野労働基準監督署

電話

072-942-1308

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 (機械の運転を開始する場合に一定の合図を定めなかった疑い)

令和8年2月19日、羽曳野労働基準監督署（署長 なかむら 中村 なおき 直樹）は、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社アクアピア（以下「被疑会社」という。）

所在地：大阪府柏原市大字青谷

事業内容：製氷業

(2) 同社代表取締役A（以下「被疑者A」という。）

2 違反条反等

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

労働安全衛生規則第104条第1項

同法第27条第1項

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

3 事件の概要

被疑者Aは、令和7年9月27日、被疑会社工場内において、貯氷庫内に設置したレーク装置の清掃及び消耗部品の交換作業を行わせていた際、同装置の運転を開始する場合に、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行わせなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

(1) 上記事件の概要に示した事実の結果、同作業に従事していた労働者3名が、作動したレーク装置に激突され負傷する災害が発生しています。

(2) レーク装置は、製造した氷を貯蔵する貯氷庫内において、氷をならし運搬する機械です。

(3) 適用法条文等は別紙のとおり。

適用法条文等

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二～三 (略)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

- 2 (略)

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(略)の規定に違反した者
- 二～四 (略)

(両罰)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(運転開始の合図)

第百四条 事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。

- 2 (略)